

3 新食第 1 0 9 4 号
令和 3 年 1 1 月 2 5 日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

日本農林規格の制定について（諮問）

下記 1 から 4 に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 大豆ミート食品類の日本農林規格
- 2 錦鯉一用語の日本農林規格
- 3 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格
- 4 木質ペレット燃料の日本農林規格